



J R 西 宮 駅 南 西 地 区

# 再開発ニュース

発行: JR 西宮駅南西地区市街地再開発準備組合事務局



第7号  
2018.10.30

## 個別面談のご案内

再開発ニュース第6号でお伝えしたとおり、今年度から来年度にかけて、**建物現況調査と土地評価**を進めた  
と考えております。つきましては、調査内容のご説明や、今後の事業スケジュール等のご案内のため、**事務局(事業協力者)より、皆様方へのご挨拶を兼ねまして、地権者の方を対象に個別面談の機会を設けたいと考えております。** 詳細につきましては、別途ご案内いたします。

### 個別面談の流れ

事務局より「個別面談のご案内」を郵送にて通知します。  
(※既に地権者の皆様に発送いたしました。)

調査票に面談希望日時・場所・連絡先等をご記入のうえ  
同封の返信用封筒にて事務局までご返信ください。

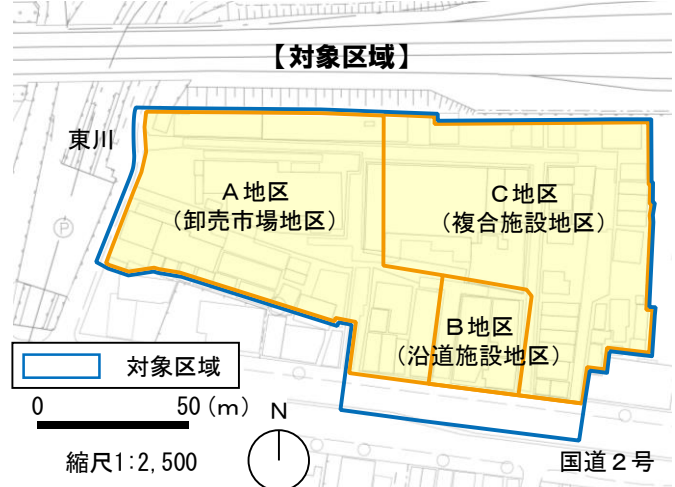
事務局より、お電話またはメールにて、  
日程調整のご連絡をいたします。

個別面談を実施

## 都市計画法第53条の許可申請及び都市計画法第58条の2の届出について

再開発ニュース第6号でお伝えしたとおり、10月10日に「JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定が告示され、9月25日に「JR西宮駅南西地区地区計画」の制限を含む「西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例(以下「地区計画条例」と言う。)」が公布・施行されました。

**今後、右図の対象区域内で建築物の建築をしようとする場合は、都市計画法第53条に基づく「許可申請」及び都市計画法第58条の2に基づく「地区計画の区域内における行為の届出(以下「地区計画の届出」と言う。)」が必要となります。**「許可申請」では「階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと」、「主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること」等の基準を満たす必要があり、「地区計画の届出」をし、「地区計画条例」の規定に適合する必要があります。詳しくは、**JR西宮駅南西地区まちづくり担当課(0798-35-3612)**までお問合せ願います。



## 事業リーフレットを作成しました

このたび当準備組合では、当地区周辺の関係者の方々や市民の皆様にご紹介するため、事業リーフレットを作成しました。事業リーフレットは、**JR西宮駅南西地区市街地再開発準備組合事務局事務所**または**JR西宮駅南西地区まちづくり担当課(0798-35-3612)**で配布しております。



【事業リーフレット】

### ◆お問い合わせ先

J R 西 宮 駅 南 西 地 区 市 街 地 再 開 発 準 備 組 合 事 務 局  
〒662-0911 兵庫県西宮市池田町5番25号

☎ 0798-31-1290  
FAX 0798-31-1291  
mail n-saikaihatsu@outlook.jp